

市第 54 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

<人事委員会勧告概要 勧告日：平成 24 年 10 月 5 日>

公民給与の較差▲317 円（▲0.08%）を解消するため、月例給を引下げ

【配偶者に係る扶養手当の改定】

配偶者に係る扶養手当の支給月額を 15,000 円から 14,000 円へ 1,000 円引き下げる。

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

配偶者に係る扶養手当の支給月額を 15,000 円から 14,000 円へ 1,000 円引き下げます。
〔本則〕

- 平成 24 年 12 月期期末手当の調整措置について
年間の公民較差相当分を解消させる観点から、24 年 12 月期期末手当で減額調整を行います。

内容： $\boxed{\text{12 月期期末手当}} - \boxed{\text{①} + \text{②}} = \boxed{\text{支給額}}$

① 平成 24 年 4 月 1 日に職員が受けるべき給料等*の合計額に、0.08%を乗じて得た額に、同年 4 月から給与改定が施行されるまでの月数（8 月）を乗じて得た額

② 平成 24 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に、0.08%を乗じて得た額

*給料等・・・給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当、教職調整額

〔附則第 2 項及び第 3 項〕

2 施行期日

平成 24 年 12 月 1 日

〔附則第 1 項〕